

# 請 願 審 査 資 料

3年請願第1号  
保育士配置基準改善、処遇向上の  
ための必要な措置について

3年請願第2号  
安全、安心な保育の実現について

令和3年8月16日

こども未来局



## 1 請願事項

(1) 3年請願第1号 保育士配置基準改善、処遇向上のための必要な措置について  
(請願者：福岡県保育団体連絡会 代表 福井 英二)

- ① 市の全ての保育施設において職員配置基準の改善、処遇向上のための措置を取ることに。
- ② クラス別保育に必要な職員は常勤保育士を配置すること。
- ③ 国に対して、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書を提出すること。(審査済)

(2) 3年請願第2号 安全、安心な保育の実現について  
(請願者：福岡市保育団体連絡会 代表 鈴木 純子 外12,193人)

- ① 全ての子どもが、適正規模の社会福祉法人の認可保育所で保育されるよう、保育園を増やすこと。
- ② 3密をなくし、安全で行き届いた保育ができるように、保育士配置基準、保育室の面積基準を市独自で見直し、改善すること。
- ③ 保育者の賃金を専門職にふさわしく引き上げられるように、市独自の補助を増額すること。
- ④ 全ての子どもが質の高い保育を無償で受けられるようにすること。
- ⑤ 国に保育予算増額と保育の基準改善を求める意見書を提出すること。  
(審査済)

## 2 現状及び請願に対する福岡市の考え方について

### (1) 保育所等の整備について

#### (3年請願第2号請願事項①)

#### ① 現状

地域の保育需要に応じ、令和2年度は10ヵ所の保育所の新設をはじめ、増改築などにより、966人分の整備を行うなど、保育の受け皿確保を推進している。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

地域の保育需要に応じ、引き続き、保育所等の整備に取り組む。

[参考] 福岡市の待機児童数

令和元年	令和2年	令和3年
20人	5人	2人

※各年4月1日現在

### (2) 保育士の配置基準について

#### (3年請願第1号請願事項①、3年請願第2号請願事項②)

#### ① 現状

保育所等の職員の配置基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされており、本市では、原則的に厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

また、国の公定価格において3歳児の配置基準を、児童15人に対して保育士1人にした場合の加算が設けられていることに加え、本市独自の措置として、年度当初の一定期間、1歳児及び3歳児に保育士を加配するための経費を助成している。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の職員の配置基準については、公定価格における加算に加え、本市独自の保育士の加配を行っているところであり、現時点で、本市として配置基準の変更等は検討していない。

今後とも必要な保育現場の改善について国に要望していく。

### (3) 常勤保育士の配置について (3年請願第1号請願事項②)

#### ① 現状

国の通知においては、従前から、常勤の保育士が各組等に1名以上配置されているなどの要件を満たす場合には、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を当てることが可能となっている。

令和3年4月1日から当該取扱いが変更され、以下の状況にあり、市町村が待機児童解消のためにやむを得ないと認めた場合には、上記の常勤の保育士1名に代えて2名の短時間保育士を充てても差し支えないとされている。

- ・ 令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上
- ・ その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと市町村が判断

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

福岡市においては、現時点で、上記①の取扱いを適用する状況ではなく、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てる場合は、常勤の保育士を各組・各グループに1名以上配置することとしている。

保育士の配置については、今後とも、国の通知に基づき、適切に運用していく。

### (4) 保育所等の面積基準について (3年請願第2号請願事項②)

#### ① 現状

保育所等の保育室等の面積基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされている。本市では、厚生労働省令に基づくとともに、乳児室の面積については厚生労働省令で児童1人当たり1.65平方メートルとされているところを本市独自に3.3平方メートルに上乗せして、条例を定めている。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の保育室の面積基準については、本市独自の上乗せを行っているところであり、現時点での面積基準の変更等は検討していない。

## (5) 保育士の賃金、処遇改善について

### (3年請願第1号請願事項①、3年請願第2号請願事項③)

#### ① 現状

保育士の賃金については、国の公定価格等において、給与の改善が措置されており、平成25年度から令和2年度までの8年間で、約14%、月額約4万4千円の処遇改善に加え、技能・経験に応じた月額最大4万円の追加的な処遇改善が行われている。

また、令和3年度の予算で、福岡市保育協会補助金において、勤続手当など、職員の処遇改善に要する費用として約3億1千万円を上乗せするとともに、賃貸住宅に住む正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済について約4億1千万円を助成している。

保育士の処遇については、公定価格において、職員の加配に係る加算項目が設けられているほか、福岡市保育協会補助金において保育士の加配費用を市単費で助成するとともに、保育支援者の配置費用の助成や保育業務のICT化の推進などにより、保育士の事務負担軽減を図っている。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育士の賃金、処遇については、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善及び加配に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援を行うとともに、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育現場の意見も聞きながら、保育士の事務負担軽減に努めていく。

## (6) 無償化について

### (3年請願第2号請願事項④)

#### ① 現状

保育所等の保育料については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月から無償化されている。

なお、0～2歳児の無償化対象外世帯の保育料については、保護者の市町村民税額に応じた徴収基準額が国により定められており、多子世帯や低所得世帯、ひとり親世帯等の要保護世帯に対する減免措置も設けられている。

これに加え、本市では市独自の取組みとして、国の徴収基準額から20%相当額を減額した保育料体系とし、保護者の負担軽減に努めているところである。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

無償化の対象年齢や対象費用など、保育の根幹となる部分は、国の責任において検討され、制度設計されているものと考えている。

本市としても、引き続き保護者の負担軽減に努めていく。